「将来のための代理人指定サービス」利用規定

第1条「将来のための代理人指定サービス」の内容

1. 「将来のための代理人指定サービス」とは

「将来のための代理人指定サービス」(以下「本サービス」という)とは、預金者の認知・判断能力の低下により、当金庫と取引ができなくなる場合に備え、予め預金者に代わり取引を行う代理人を指定するサービスをいいます。

2. 代理人による取引開始

代理人は、預金者が認知症になった内容の診断書および預金者との関係が分かる書類を当金庫に所定の書類とともに届けを行い、当金庫が同意・承諾することにより、代理人による取引を開始することができるものとします。なお、取引開始にあたっては必要に応じ当金庫が預金者本人の状況を確認することがあります。

3. 利用いただける預金者

申込時に本規定に同意し、本サービスを利用する契約締結能力がある預金者に限ります。

第2条 本サービスの要領

1. 代理人の指定

代理人は、推定相続人のうち1名とします。代理人の指定は、預金者が責任を持って指定して下さい。

- 2. 代理人との取引
- (1) 指定された代理人は、当座預金を除く預金の入出金、預金口座の新規開設・解約、住所・電話番号変更等の諸届け、残高証明書発行、自動振替の設定、出資金の譲渡、キャッシュカードの廃止、インターネットバンキングの解約に関して、一切の行為を委任されたものとします。
- (2) 代理人との取引に対し、当金庫は取引の根拠となる書類(請求書や領収書等)の提示を求めることがあります。
- (3)代理人との取引に対し、疑念や不審な点がある場合、当金庫は取引を謝絶することができるものとします。
- (4) 代理人との取引は、本サービスの申込を行った店舗が口座開設店となっている取引に限定します。他の本・支店が口座開設店となっている取引の代理行為を委任する場合には、該当する店舗で改めて申込み下さい。
- (5) 代理人の取引にあたっては、当金庫所定の手続きに準じて取引いただきます。
- (6) 複数の代理人を指定することはできません。
- (7) 預金者から指定されている代理人が、更に他の代理人を指定することはできません。
- (8) 預金者が提出した所定の書類にて、代理人が解任もしくは変更され、新たな代理人が選任された場合には、従前の代理人の同意がなくとも、新たに選任された代理人を真の代理人として取引します。
- 3. 代理人との責任の範囲
- (1) 代理人が行う取引は、預金者自身が行った当金庫との取引と同等の効力が発生します。
- (2) 代理人が行った行為によって、後日、紛争等のトラブルが発生しても、代理人の責により解決していただき、当金庫は一切責任を負いません。
- 4. 代理人との取引の開示

当金庫が代理人と行った取引について、預金者の推定相続人から開示請求があった場合、当金庫は応じるものとします。

第3条 変更·利用停止等

1. 申込内容の変更

預金者の判断で、指定された代理人の解任や変更等をする場合には、預金者が所定の書類を当金庫へ提出下さい。ただし、「代理人取引開始届」を当金庫へ届け出た後は、預金者から変更等を行うことはできません。

2. 本制度の利用停止(預金者または代理人の都合による解約)

本サービスの利用停止をする場合には、預金者または代理人が所定の書類を当金庫へ提出下さい。

第4条 解約等

次の事由がひとつでも生じた場合には、当金庫はいつでも、預金者または代理人へ事前に通知することなく本サービスの利用を停止し解約することができるものとします。

- (1)預金者または代理人が死亡した場合
- (2) (成年後見制度等の開始など)代理人の認知・判断能力が無くなった、または不十分だと当金庫によって判断した場合
- (3)代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合
- (4) 預金者に成年後見制度等(任意後見、補助・保佐開始の審判を含む)の開始があった場合
- (5) 預金者の認知・判断能力が回復した場合
- (6) サービス料金(月額 200円(税別))が一度でも引落不能となった場合
- (7) その他、当金庫が本サービスの提供が相当ではないと判断した場合

第5条 免責事項

- (1) 本サービスに関し損害等が生じた場合、当金庫の責によるものを除き、当金庫は一切責任を負いません。
- (2) 所定の書類を提出されずに行われた手続きについては、後日、紛争等が発生したとしても当金庫は一切責任を負いません。
- (3) 代理権が終了する事象(預金者の死亡・成年後見制度等の開始等)が発生した後でも、当金庫に本サービス利用停止等の届出がない限り、代理人と行った取引は有効であり、それにより生じた損害等について、当金庫は一切責任を負いません。

第6条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、各サービスにかかる規定等により取扱うものとします。

第7条 規定の変更等

- (1) この規定の各条項は、預金者の一般の利益に適合するときまたは変更が契約した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合には、変更できるものとします。
- (2) 前項によりこの規定の条項を変更する場合は、この規定の条項を変更すること、その内容および変更の効力発生時期を、店頭掲示および当金庫のホームページに掲載します。
- (3) 前項に定める変更の効力発生時期は、店頭掲示および当金庫のホームページ掲載により預金者が変更を周知するのに必要な期間を経過した後の時期に定めるものとします。

第8条 サービスの終了

当金庫は、預金者または代理人へ通知することなく、本サービスの全部または一部を停止・変更することがあります。この場合、本サービスの利用期間中であっても、本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

